



23 経営第 1708 号
平成 23 年 9 月 5 日

農林中央金庫代表理事理事長 殿

農林水産省経営局総務課長
農林水産省経営局金融調整課長

平成 23 年台風 12 号による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の平成 23 年台風 12 号により、被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地における貴金庫支店において被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮をいただくとともに、傘下系統金融機関に対しても周知をお願いいたします。



23 経営第 1708 号

平成 23 年 9 月 5 日

全国農業協同組合中央会会長 殿

農林水産省経営局総務課長

農林水産省経営局金融調整課長

平成 23 年台風 12 号による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な
融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の平成 23 年台風 12 号により、被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られますよう御配慮いただきたい旨、貴会会員に対し周知していただきますようお願いいたします。



23経営第1708号
平成23年9月5日

北海道農政部長 殿

農林水産省経営局総務課長
農林水産省経営局金融調整課長

平成23年台風12号による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）

この度の23年台風12号により被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

このため、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう関係機関に対して別添写しのとおり依頼しましたので、貴職においても、所管する信用事業を行う農業協同組合においてこれらの措置が図られるよう特段のご配慮をお願いします。



23 経営第1708号

平成23年9月5日

東北農政局経営・事業支援部長 殿

経営局総務課長

経営局金融調整課長

平成23年台風12号による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）

この度の23年台風12号により被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところである。

このため、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう関係機関に対して別添写しのとおり依頼したところであるが、貴職においても、貴管下で被害のあった県を区域とする信用農業協同組合連合会に対し、この措置が図られるよう適切に指導するとともに、貴管下で被害のあった県に対して当該県が所管する信用事業を行う農業協同組合を指導するよう要請されたい。



23 経営第1708号

平成23年9月5日

関東農政局経営・事業支援部長 殿

経営局総務課長

経営局金融調整課長

平成23年台風12号による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）

この度の23年台風12号により被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところである。

このため、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう関係機関に対して別添写しのとおり依頼したところであるが、貴職においても、貴管下で被害のあった県を区域とする信用農業協同組合連合会に対し、この措置が図られるよう適切に指導するとともに、貴管下で被害のあった県に対して当該県が所管する信用事業を行う農業協同組合を指導するよう要請されたい。



23 経営第 1708 号

平成 23 年 9 月 5 日

北陸農政局経営・事業支援部長 殿

経営局総務課長

経営局金融調整課長

平成 23 年台風 12 号による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）

この度の 23 年台風 12 号により被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところである。

このため、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう関係機関に対して別添写しのとおり依頼したところであるが、貴職においても、貴管下で被害のあった県を区域とする信用農業協同組合連合会に対し、この措置が図られるよう適切に指導するとともに、貴管下で被害のあった県に対して当該県が所管する信用事業を行う農業協同組合を指導するよう要請されたい。



23 経営第1708号

平成23年9月5日

東海農政局経営・事業支援部長 殿

経営局総務課長

経営局金融調整課長

平成23年台風12号による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）

この度の23年台風12号により被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところである。

このため、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう関係機関に対して別添写しのとおり依頼したところであるが、貴職においても、貴管下で被害のあった県を区域とする信用農業協同組合連合会に対し、この措置が図られるよう適切に指導するとともに、貴管下で被害のあった県に対して当該県が所管する信用事業を行う農業協同組合を指導するよう要請されたい。



23 経営第 1708 号

平成 23 年 9 月 5 日

近畿農政局経営・事業支援部長 殿

経営局総務課長

経営局金融調整課長

平成 23 年台風 12 号による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）

この度の 23 年台風 12 号により被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところである。

このため、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう関係機関に対して別添写しのとおり依頼したところであるが、貴職においても、貴管下で被害のあった県を区域とする信用農業協同組合連合会に対し、この措置が図られるよう適切に指導するとともに、貴管下で被害のあった県に対して当該県が所管する信用事業を行う農業協同組合を指導するよう要請されたい。



23 経営第 1708 号

平成 23 年 9 月 5 日

中国四国農政局経営・事業支援部長 殿

経営局総務課長

経営局金融調整課長

平成 23 年台風 12 号による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）

この度の 23 年台風 12 号により被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところである。

このため、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう関係機関に対して別添写しのとおり依頼したところであるが、貴職においても、貴管下で被害のあった県を区域とする信用農業協同組合連合会に対し、この措置が図られるよう適切に指導するとともに、貴管下で被害のあった県に対して当該県が所管する信用事業を行う農業協同組合を指導するよう要請されたい。



23 経営第 1708 号

平成 23 年 9 月 5 日

九州農政局経営・事業支援部長 殿

経営局総務課長

経営局金融調整課長

平成 23 年台風 12 号による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）

この度の 23 年台風 12 号により被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところである。

このため、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう関係機関に対して別添写しのとおり依頼したところであるが、貴職においても、貴管下で被害のあった県を区域とする信用農業協同組合連合会に対し、この措置が図られるよう適切に指導するとともに、貴管下で被害のあった県に対して当該県が所管する信用事業を行う農業協同組合を指導するよう要請されたい。